

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 13 日現在

機関番号：32644

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530064

研究課題名(和文)共同出資会社をめぐる独占禁止法上の適切な対応策についての研究

研究課題名(英文)Merger Remedies of Equity Joint Ventures in Japan

研究代表者

鈴木 恭蔵 (SUZUKI, KYOZO)

東海大学・専門職大学院実務法学研究科・教授

研究者番号：00317827

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：共同出資会社は、単一企業が成立する合併、買収と異なる特色を有し、とりわけ出資会社の協調的行動による競争制限効果を生み出すおそれがある。米国・EUでは、その設立に当たっては、過去の事例分析から構造的問題解消措置を原則とするものの、実際には構造的問題解消措置と行動的問題解消措置を併用している例が多い。わが国では、問題解消措置の内容が明らかではなく、あるいは問題解消措置が実際に履行されていないにもかかわらずその設立を認めるという問題点がある。出資会社から当該事業を全部共同出資会社に移管・統合する事例が多いことを鑑みれば、この問題点は大きい。

研究成果の概要(英文)：Equity joint ventures may have different features from mergers and acquisitions which result in single firm. In particular, they may induce competition-restricting effects through cooperative behavior between their parent firms. In US and EU, although the establishment of joint venture firms is in principle approved following the structural remedy consideration, the past experiences suggest that in practice there are more cases in which both structural and behavioral remedies have been applied.

On the other hand in Japan, the content of remedy is not clearly explained, and in practice remedy has been no enforced. In such policy situation, many joint ventures have been approved. Also, in particular large diversified firms, parent firms, frequently separated from their corporation and then integrated their respective whole division of the same business as joint venture. Then there may be larger antitrust concern.

研究分野：社会法学・経済法

キーワード：共同出資会社 企業結合 独占禁止法 競争制限効果 問題解消措置 排除措置 情報共有 共同出資会社のライフサイクル

1. 研究開始当初の背景

(1) 共同出資会社をめぐっては、それ自体として競争制限効果を内在、潜在させるものであり、共同出資会社設立に当たっての公正取引委員会の事前審査において、独占禁止法の問題を引き起こすおそれがあるとして問題解消措置をとることが求められる事例、

共同出資会社の出資会社間で、間接的な結合関係を形成するおそれがあるとして問題解消措置をとることが求められた事例、共同出資会社がカルテルや協調的行動を行い、独占禁止法違反とされ排除措置を命じられた事例が多く生じている。

(2) 米国、EU 等諸外国においても、共同出資会社については競争制限の場合があるとして、各国独占禁止法上、問題解消措置を課している。

(3) 日本においては、近年の低経済成長の下で、事業再編の一環としての共同出資会社が多く設立され、問題解消措置が課された事例も多い。しかし、それら問題解消措置の内容は必ずしも明らかではなく、実効性のある措置であったのか否か、それらの措置によって競争が制限されなかったかについての調査・検討は行われていない。

共同出資会社の設立を認めた際の問題解消措置について、競争回復の点で十分でなかった場合、さらに別の措置が必要ではないか、あるいは逆に、当該措置が必要以上に企業活動に介入し、当該企業の成長を阻害する場合はこれを是正する必要がある。

2. 研究の目的

有力な企業同士により共同出資会社は、市場に大きな影響を与えるほか、その設立を契機として、協調的行動と寡占的弊害を生みがちである。共同出資会社設立に当たっての問題解消措置の影響と効果等については従来、理論的、実証的分析はほとんど行われていない。このため本研究は、共同出資会社をめぐり問題解消措置等の独占禁止法の適切な措置のあり方について、理論、実証双方から明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

本研究は次のような方法によって実施した

共同出資会社と問題解消措置についての、日本、米国、EU 等における公表資料、判例、学術論文(法律、経済学)、研究報告書等の収集と整理

国際機関、政府機関等からのヒアリング、意見交換、デイスカッション等(OECD、公正取引委員会、ドイツ・独占委員会、カナダ・競争局担当者との意見交換、討議)

大学研究者との意見交換等

(デュッセルドルフ大学競争経済研究所 Justus Haucap 教授、カナダ・カールトン大学経済学部 Zhiqi Chen 教授、プリティッシュ・コロンビア大学ビジネス公共スクール研究センター Ralph Winter 教授、日本・名古屋

大学法学研究科教授、同志社大学実務法学研究科教授との意見交換、討議)

法曹関係者として、在ベルギー・ブラッセル法律事務所弁護士からのヒアリング、討議

企業関係者として、JETRO 在カナダ・トロント事務所、日本航空在カナダ・バンクーバー北米総支店からのヒアリング、討議

4. 研究成果

(1) 共同出資会社に対する経済学的問題点としては、共同出資会社は、合併や買収(単一企業による子会社化)とは異なる特色を有し、両者はまったく同じメカニズムを有するわけでない。多角化された企業間の多市場接触を伴う共同出資会社の場合、出資会社の行う他の事業分野での競争制限が生じやすいこと、集中度が高い産業では共同出資会社が競争制限を誘因、強化しやすいこと、共同出資会社は、効率性が上昇する場合があるが、シェアが高ければ当該産業全体では価格が上昇し、ネットの厚生損失が誘発される可能性が高いこと、共同出資会社の設立が効率性上昇が生ずるとしてもスピルオーバー効果は当該企業が属する市場の競争状態に依存すること、共同出資会社が解消された後も元の出資会社間での協調的関係は維持されるであろうこと等が考えられる。

独占禁止法上の問題としては、共同出資会社の事業活動は出資会社によって制約され、出資会社の合意の内容によっては競争制限的な結果も生じ得ること、共同出資会社を通して、出資会社間で、共同出資会社の事業以外の事業についての情報交換が容易となり、出資会社間で協調的行動をとるおそれがあること、出資会社の組合せによっては、取引関係を変化させ、競争者等の取引の機会が奪われ、又は排除される場合もあり得ること、出資会社同士が有力な競争企業である場合には、共同出資会社自体が合併的效果を引き起こし、市場支配力を形成する場合もある。日本では、独占禁止法上問題とされた共同出資会社は、カルテル的要素の強い共同生産や共同販売であり、業界の相当数が参加する場合は需給調整や業界協調的機能を果たし、投資調整的側面を有することがあげられる。

(2) 諸外国の共同出資会社に対する規制として、

米国では、企業結合の一環として規制されているが、同時に出資会社間で制限があり、共同出資会社が共同事業として利用されている実態があれば、出資会社間の共同行為としてシャーマン法1条(取引制限)の問題になる場合がある。

EUの規制は、当該共同出資会社が全ての機能を有し、独立した事業者と同等な場合(いわゆる「フルファンクション JV」という)とそうでないもの(いわゆる「ノンフルファンクション JV」という)に分け、前者の場合は企業結合の届出の対象とし、後者については

81 条(出資会社間の共同行為)の対象とする。これは、フルファンクション JV はそれ自体独立して事業活動を展開できるため、出資会社の助力・支援を要しない実質的に独立した事業者のためである。出資会社間の協定・契約において競争制限的規定を含む場合であっても、競争当局は、EC 条約 81 条、82 条の審査を行わず、当該制限が 81 条、82 条に適合するか否かは、当事会社自身が判断することを求められる。

日本の規制は、企業結合の一つの形態として、当事会社間の取引関係、業務提携その他の契約等の関係を考慮して企業結合審査の対象となる企業結合であるか否かを判断する(共同出資会社設立に当たり株式所有会社同士の事業活動を強化する場合には、そのこと自体、競争に影響を及ぼすことにも着目する)。他方で、共同出資会社が設立されても、その基となる出資会社間の契約、協定が「不当な取引制限」(法 2 条 6 項)に該当する場合は 3 条違反の問題とされる。共同出資会社が企業結合(株式取得等)の問題か不当な取引制限とされるかの明確な基準等はないが、外形的に出資会社の行為であったとしても、実質的にはそれが出資会社の指示等の実態があるならば、出資会社間の共同行為として認定され、不当な取引制限(2 条 6 項)の問題とされる。

(3) 共同出資会社を含む企業結合一般における問題解消措置として、

米国(司法省、FTC)は、構造的問題解消措置が望ましいこと、行動的問題解消措置としてあげられた事例が多いこと、構造的問題解消措置と行動的問題解消措置を組み合わせた「ハイブリッド型」について項目がたてられたこと、行動的問題解消措置は垂直的結合のみならず水平的企業結合にも有効になり得るとする。

問題解消措置の手段としては、事実上のものと正式手段のものがある。事実上のものは「Fix It First」と呼ばれるアプローチであり、事前届出提出後、当事会社と競争当局との間で問題解消措置について交渉が行われ、事実上合意し、措置が実行された後に当該企業結合を承認するという方法である。正式手段によるものは、FTC の場合は同意審決であり、司法省の場合は裁判所による同意判決である。

EU の問題解消措置は競争的な市場構造の確保を目的とするものであるため、事業譲渡等の構造的なものが望ましいこと、しかし、他の問題解消措置が実効的な競争制限を防止できないというわけではないこと、EC 委員会は競争上の懸念の解消のため、問題解消措置を事案ごとに検討する。

EU の制度上、問題解消措置は、当該企業結合の承認に当たっての条件と義務とに分かれ、条件が果たされない場合は当該企業結合を容認する決定は無効となり、義務が果たされない場合は EC 委員会は当該決定を取り

消すことができるとする。

日本については、問題解消措置は、個々の事案ごとに個別に検討されるべきではあるが、事業譲渡等構造的措置が原則であるとする。

(4) わが国における共同出資会社と問題解消措置の実情(平成 5 年度~同 26 年度)について、

共同出資会社の事業内容は、生産部門の統合と事業全般の統合(生産販売部門の統合を含む)であり、わが国では、共同出資会社設立の目的は生産部門の統合が主であった。

設立された共同出資会社について、事業中止又は清算、出資会社の一つが事業から撤退、他の出資会社がその株式を買い取り完全子会社化した、他の共同出資会社と合併した、出資会社が吸収合併した、出資会社同士の統合が見送られ解散したものは 29%であり、存続期間という点からは比較的短期に終わったものが多くみられた。

問題解消措置の内容等について、構造的問題解消措置の一つとされる「事業譲渡」、「出資比率の引下げ・内容の変更」に対し、「情報の遮断(出資会社間、出資会社と共同出資会社間)」、「競争関係の維持(共同出資会社は生産の統合に過ぎず販売業務は出資会社間で独立してそれぞれ行うとするもの)」が多くみられた。他方、「当事会社内(出資会社、共同出資会社)の競争関係の維持」を図る措置に比し、「当事会社以外の第三者との競争関係の維持(競争者への事業譲渡、競争者・ユーザーへの引取権の設定、設備施設の開放、特許権等の実施許諾・データの開放、技術協力等)」が少なかった。

(5) わが国の共同出資会社に対する問題解消措置の課題

当該共同出資会社設立による反競争効果の除去・解消のため問題解消措置が適切か否かを判断するためには、透明性の確保と当該問題解消措置の実効性という観点からも、問題解消措置は可能な限り具体的・明確なものにすべきであること。

共同出資会社の審査に当たっては、問題解消措置の実施時期が不明なものが相当数あったが、公正取引委員会は問題解消措置が実施されたことを見極めた後に、当該共同出資会社の設立を認めるか否かを判断すべきである。

問題解消措置の履行状況を公正取引委員会に定期的に報告する措置を共同出資会社を含むすべての企業結合事案に挿入すべきである。

問題解消措置が履行されなかった場合の措置について、独占禁止法上なら規定はされていないが、この場合の独占禁止法上の取扱いを明確にする必要がある。

(6) 本研究での海外の研究者や当局者との討議を通して、欧米では問題解消措置の事後的評価(「政策インパクト・アセスメント」)を大規模・定期的実施し、競争政策等への

含意を議論しているものの、わが国においては問題解消措置等の救済措置についてほとんど行われていない。したがって、本研究は、対象とした課題について問題提起をし、また、実態調査もはじめての試みであり、有意義な資料を含んでいる。この成果が、広く競争政策と救済措置の研究、とりわけ共同出資会社設立における問題解消措置の研究のなかで重要な地位を占めるものと期待する。今後、本件成果を英訳し、各国競争当局担当者や研究者に送付し、論議を深めていく予定である。また、本研究には残されている問題もあり、助成終了後も引き続き研究し、その成果も内外に発信していく予定である。最後に、本課題について研究することができたのは偏に日本学術振興会の科研費補助金のお蔭である。同会の支援に深く謝意を表す。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計10件)

鈴木 恭蔵

「わが国における共同出資会社設立に当たっての問題解消措置の実情と課題」【掲載確定】査読無 鈴木恭蔵 関西学院大学紀要『経済学論究』69巻1号、発行年2015年6月発行予定、印刷中、

「共同出資会社による受注調整行為と価格カルテルの事例」、査読無、鈴木恭蔵、『ジュリスト』、1399号、pp.114-115、2010年4月

「知的財産関連独占禁止法違反事件におけるRemedyの有効性について」、査読無、鈴木恭蔵、DISCUSSION PAPER No7 関西学院大学産業研究所、2010年4月

「米国、EUにおける知的財産権関連の独占禁止法違反事件での救済措置(remedy)の現状と課題」、査読無、鈴木恭蔵、『東海法科大学院論集』(紀要)2号 pp.55-92、2010年3月

土井教之

土井教之「経験産業における競争と競争力」『経済学論究』(関西学院大学経済学部紀要)第68巻第3号、2014年12月、pp.399-409、査読無

Doi, Noiryuki, Yasushi Kudo and Masatoshi Kato, "Competition and International Competitiveness: Evidence from Japanese Industries," CPRC Discussion Papers CPDP-15-E, Fair Trade Commission, Japan, Aug. 2014, 総ページ35、査読無

土井教之「共同出資会社の経済的効果 競争政策上の課題」査読無『経済学論究』67巻第4号、2013年6月、pp1-32

土井教之「競争状況を表す指標」『公正取引委員会競争政策研究センター 10年の歩

みと今後の課題』(公正取引委員会) 2013年4月

土井教之「経験経済と中小企業」『商工金融』、pp.1-2、2013年5月

土井教之「競争政策と消費者政策」『公正取引』、No.740、2012年6月、pp.2-8.

[学会発表](計1件)

Doi, Noriyuki, "Mergers and R&D in Recent Japanese Manufacturing: Learning from Empirical Evidence," ATE Symposium on Antitrust Economics and Competition Policy: Mergers, Partnership and Innovation, Sydney, Australia, Dec. 15-16, 2014、査読無

[図書](計2件)

土井教之・宮田由紀夫編『イノベーション論入門』中央経済社、2015年3月、総ページ222、査読無、ISBN978-4-502-13541-5

土井教之、本庄裕司、工藤恭嗣「モビリティ指数を利用した我が国主要産業の市場構造の変化の検証と競争政策の実務への利用可能性の検討 - 生産・出荷集中度データに基づく分析 - 」CPRC 共同研究報告書、公正取引委員会、2014年8月、総ページ115、査読無

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]

ホームページ等
無

6. 研究組織

(1)研究代表者

鈴木 恭蔵 (SUZUKI KYOZO)

東海大学・実務法学研究科・教授

研究者番号：00317827

(2)研究分担者

土井 教之 (DOI NORIYUKI)

関西学院大学・経済学部・教授

研究者番号： 60098431